

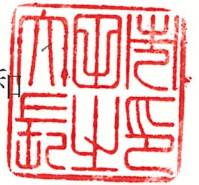
大田市告示 第11号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、その関係図面は令和7年2月20日から2週間大田市上下水道部下水道課において一般の縦覧に供する。

令和7年2月20日

大田市長 楫野弘和



1. 公共下水道の供用を開始する年月日
令和7年3月6日
2. 公共下水道の供用を開始する区域
大田市大田町大田の一部
3. 供用を開始する排水施設の位置
別紙図面のとおり
4. 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式
5. 下水の処理を行う終末処理場の位置及び名称
(位置) 大田市長久町長久イ402番地1
(名称) 大田浄化センター

・ 供用開始区域

大田市大田町	
(駅東区画整理地内)	
・ 16 区画②-1	
・ 16 区画②-2	
・ 16 区画③-1	
・ 16 区画③-2	
・ 17 区画②-1	
・ 17 区画②-2	
・ 17 区画③-1	
・ 17 区画③-2	
・ 17 区画③-3	

公共下水道事業（大田処理区）駅東地区 供用開始区域



凡 例	
	今回供用を開始する排水施設
	既に供用を開始している排水施設
	未供用の排水施設
	仮設状態で供用を開始している排水施設

